

指定ごみ袋料金改定

市は、原油、原材料の価格上昇による指定ごみ袋製造原価の引き上げに伴い、9月1日（火）から、指定ごみ袋料金を改定します。

<料金改定表> 問市民部 環境課 ☎81-2272

種別		サイズ	枚数	現行料金	改定料金
資源ごみ	プラスチック・ペットボトル類	特大 (60ℓ)	10 枚	250 円	340 円
		大 (45ℓ)	10 枚	200 円	270 円
	びん類	中 (30ℓ)	10 枚	190 円	250 円
	缶類	中 (30ℓ)	10 枚	190 円	250 円
もやせるごみ		大 (45ℓ)	10 枚	330 円	400 円
		中 (30ℓ)	10 枚	250 円	300 円
		小 (15ℓ)	10 枚	170 円	210 円
もやせないごみ・危険ごみ		中 (30ℓ)	10 枚	250 円	310 円
		小 (15ℓ)	10 枚	170 円	220 円

第45回田村富士ロードレース大会出場者募集

- 日 時 10月18日（日）雨天決行
- 会 場 市陸上競技場スタート・ゴール
- 競 技 午前9時15分～（順次）
※表彰式は行いません。

- 参加資格 健康で完走できる方
- 参 加 料 小・中学生 1,000 円
高校生・ウォーク 1,000 円
一般・親子 2,500 円

- 申込締切 8月26日（水）消印有効

- 申込方法

①WEBエントリー

インターネットからエントリーできます。

②申込書によるエントリー

申込用紙に必要事項をご記入のうえ、参加料を添えて、大会事務局までお申し込みください。
（平日午前9時～午後5時）

③郵便振替

申込用紙に必要事項をご記入のうえ、参加料を添えて、お近くのゆうちょ銀行または郵便局窓口で申込みください。（振込手数料 203 円が別途かかります。）

※大会当日の年齢でお申し込みください。

※親子ペアの部は、手をつないでゴールしてください。
（祖父母との参加可能）

※各部門ともナンバーカード順に時差スタートとなり、計測タイムにより着順判定をします。

WEBエントリー
はこちら▼



●種目・スタート時刻

番号	部門	距離	スタート時刻
1	小学4年生男子	2km	9時30分
2	小学4年生女子		
3	小学5年生男子		9時45分
4	小学5年生女子		
5	小学6年生男子	3km	10時15分
6	小学6年生女子		
7	親子ペア（市内）		10時30分
8	親子ペア（市外）		
9	中学生女子	5km	11時05分
10	3km 一般女子A（39歳以下）		
11	3km 一般女子B（40歳以上）		10時45分
12	中学生男子		
13	高校生女子	10km	10時55分
14	5km 一般男子A（39歳以下）		
15	5km 一般男子B（40～49歳）		9時15分
16	5km 一般男子C（50～59歳）		
17	5km 一般男子D（60歳以上）	4km	9時25分
18	高校生男子		
19	10km 一般男子A（29歳以下）		9時15分
20	10km 一般男子B（30～39歳）		
21	10km 一般男子C（40～49歳）	4km	9時25分
22	10km 一般男子D（50～59歳）		
23	10km 一般男子E（60歳以上）		9時25分
24	10km 一般女子A（39歳以下）		
25	10km 一般女子B（40歳以上）	4km	9時25分
26	4km クロカンウォーク		

問・申田村富士ロードレース大会実行委員会事務局（市教育委員会生涯学習課内）☎81-1215 FAX 81-1228

9月1日（火）
から

土砂などの埋立てには許可が必要になります

9月1日（火）から「田村市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例」が施行されます。

対象となる埋立て等

盛土

周辺地盤面より高くなるように土砂を盛ること



埋立て

周辺地盤面より低い箇所を埋立てること



堆積

一時的に土砂を盛ること（仮置き）



条例制定の目的

土砂等の埋立て等について、必要な規制を行うことで、良好な自然環境や生活環境を保全するとともに、土壌汚染や土砂等の崩落、飛散または流出による災害の発生を防止し、市民生活の安全を確保することを目的としています。

条例の概要（許可申請が必要な埋立て等）

埋立て等が次のいずれかに該当する場合は、市長の許可が必要です。

- ①土砂等の埋立て等を行う区域の面積が500㎡以上、3,000㎡未満となるもの
- ②土砂等の埋立て等を行う区域が2ヵ所以上連続している、または隣接していなくても一体性があると認められた場合で、これらの区域の面積の合計が500㎡以上、3,000㎡未満となる場合
- ③3年以内に土砂等の埋立て等が行われた区域に隣接した土地で、土砂等の埋立て等を行う場合で、これらの面積の合計が500㎡以上、3,000㎡未満となる場合

※国、地方公共団体が行う事業、採石法、砂利採取法等の許認可を受けて行う事業、その他軽微な事業で、不適切な土地の埋立て等となるおそれがない事業は許可が不要、または申請に伴う必要書類の一部が省略できる場合があります。

※搬入する土砂等の発生場所は福島県内に限られ、県外から土砂等を搬入することはできません。

事業者・土地所有者の責務

●土砂等の埋立て等を行う方

周辺住民等の理解を得られるよう説明会等を行わなければなりません。また、災害等の発生を防止し、市民生活の安全の確保および生活環境の保全のために万全の措置を講じるとともに、土砂等の埋立て等で苦情や紛争が生じたときは、その解決に努めなければなりません。

●土砂等を排出する方

土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出することがないように努めなければなりません。

●土砂等を運搬する方

運搬する土砂等により、不適切な事業が行われないよう運搬する土砂等の汚染状態を確認し、土壌汚染の恐れがある土砂等を運搬しないよう努めなければなりません。

●土地所有者の方

土砂等の埋立て等による土壌汚染および災害を発生させるおそれのある行為をする方に、土地を提供しないよう努めなければなりません。また、市民生活の安全確保および生活環境の保全のため、万全の措置を取るよう事業者と協議し、定期的に埋立て等の状況を確認しなければなりません。

土壌安全基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止

土壌安全基準：国が定めた「土壌の汚染に係る環境基準」等に準じています。

許可なく埋立てなどの行為をした場合は、1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金などの罰則が科される場合があります。

問市民部 環境課 ☎81-2272